■規約例

　規約の作成例を紹介します。地域の実情にあわせ、修正してください。

**○○自治会（町内会）規約（会則）**

第１章　総則

(目的)

第１条　本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　①区域内の住民相互の連絡及び親睦

②美化・清掃等区域内の環境の整備

③防犯・防災並びに生活環境の向上

④集会施設の維持管理

⑤保有資産の維持管理

⑥その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(名称)

第２条　本会は、○○○自治会(町内会)と称する。

(区域)

第３条　本会の区域は、北秋田市△△△番地から□□□番地までの区域とする。

(事務所の所在地)

第４条　本会の事務所は、秋田県北秋田市□□□番地（○○○公民館）におく。

第２章　会員

(会員)

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

２．この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

(会費)

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

２．賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に申し込むものとする。

２．本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(退会等)

第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

1. 第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
2. 本人より退会届が会長に提出された場合

２．会員が死亡しまたは失踪宣告を受けたとき、その資格を喪失する。

(拠出金品の不返還)

第９条　退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

(役員の種別)

第１０条　この会に、次の役員を置く。

1. 会　長　　　　　　　　１名
2. 副会長　　　　　　　　○名
3. その他の役員　　　　　○名
4. 会　計　　　　　　　　○名
5. 監　事　　　　　　　　○名

(役員の選任)

第１１条　役員は、総会において会員の中から選任する。

２．監事と会長、副会長及びその他役員は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第１２条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３．会計は、本会の会計事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

４．監事は、次に掲げる業務を行う。

1. 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
2. 会長、副会長及びその他の役員の業務の執行状況を監査すること。
3. 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第１３条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２．補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３．役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

(総会の種別)

第１４条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

　(総会の構成)

第１５条　総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第１６条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

　(総会の開催)

第１７条　通常総会は、毎年度決算終了後３ケ月以内に開催する。

２．臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
3. 第１２条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第１８条　総会は会長が招集する。

２．会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３．総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第１９条　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第２０条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第２１条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第２２条　会員は総会において各々１個の表決権を有する。

２．次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の

所属する世帯の会員数分の1とする。

1. 前年度の事業報告と決算

② 新年度の事業計画と予算

③ その他通常の事項

(総会の書面表決)

第２３条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２．前項の場合における第２０条及び第２１条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第２４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　①会議の日時および場所

②会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

③開催目的、審議事項及び議決事項

④議事の経過の概要及びその結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

第５章　役員会

(役員会の構成)

第２５条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第２６条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

　③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第２７条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

　２．会長は、役員の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があっときは、その請求のあった日から３０日以内に役員会を招集しなければならない。

　３．役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

　(役員会の議長)

第２８条　役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第２９条　役員会には、第２０条、第２１条、第２３条及び第２４条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産および会計

(資産の構成)

第３０条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

①別に定める財産目録記載の資産

②会費

③活動に伴う収入

④資産から生ずる果実

⑤その他の収入

(資産の管理)

第３１条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

　(資産の処分)

第３２条　本会の資産で第３０条第１項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第３３条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

　(事業計画及び予算)

第３４条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総

会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２．前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第３５条　本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財

産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３ヶ月以内に

総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第３６条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

　　第７章　規約の変更及び解散

(規約の変更)

第３７条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ

北秋田市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第３８条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２．総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を

得なければならない。

(残余財産の処分)

第３９条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

(備付け帳簿及び書類)

第４０条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、

総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す

書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

　(委任)

第４１条　会長は、地方自治法第２６０条８の規定により、規約又は総会の議決によって禁止されていない限り、特定の行為の代理を委任することができる。

(細則)

第４２条　この規約の施行に関し必要な細則は、地方自治法第２６０条１６の規定により、会長が別に定める。

附則

１　この規約は、令和○○年○月○日から施行する。

２　この規約の施行と同時に○○○自治会規約は、廃止する。

３　この会の設立初年度の事業計画及び予算は第３４条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

４　この会の設立初年度の会計年度は、第３６条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和○○年○月○日までとする。

５　この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。